## 高所作業車運転技能講習 開催案内

この講習は、作業床の高さ10m以上の高所作業車の運転業務の必要資格を取得する国の法律(労働安全衛生法)に基づいた講習です。

## 1. 受講対象・免除対象

## (1) 受講資格

以下の資格の内、いずれかに該当する者

- ①大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許 又は普通自動車免許を有する者
- ②建設機械施工技術検定に合格した者
- ③以下のいずれかの技能講習を修了した者 フォークリフト運転、ショベルローダー等運転、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転、 車両系建設機械(基礎工事用)運転、車両系建設機械(解体用)運転、不整地運搬車運転
- ④移動式クレーン運転士免許を取得した者
- ⑤小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者

## (2) 免除条件

受講資格④、⑤のいずれかに該当する者は「一般知識 (2時間)」の科目が免除となります。

## 2. 講習の日時・場所・締切日

会場	開催日	場所	定員	締切日
松江	【学科】	松江市学園南1丁目2-1	80名	3月29日
→締切	4月12日(水)	(くにびきメッセ 601会議室)		(水)
	【実技】	松江市東出雲町出雲郷1242-1		
	4月17日(月)以降の指定する日	(伸和機械㈱サービスセンター)		
出雲	【学科】	出雲市塩冶善行町2-2	60名	5月17日
→締切	5月31日 (水)	(出雲建設会館)		(水)
	【実技】	出雲市長浜町659-40		
	6月5日(月)以降の指定する日	(アユミ工業㈱ 出雲工場)		
出雲	【学科】	出雲市塩冶善行町2-2	60名	8月4日
→締切	8月23日 (水)	(出雲建設会館)		(金)
	【実技】	出雲市長浜町659-40		
	9月5日(火)以降の指定する日	(アユミ工業㈱ 出雲工場)		

浜田	【学科】	浜田市原井町908-28	40名	9月4日
→締切	9月19日 (火)	(浜田建設会館)		(月)
	【実技】	浜田市周布町1066-13		
	9月25日(月)以降の指定する日	(㈱ライト本社実習場)		

<sup>※</sup>実技講習は1日あたり20名までとし、数日間に分けて実施します。

# 3. 講習科目及び時間割

	科目	時間			
学科	≪第1日≫				
	受付	8:00~			
	一般知識	8:30~10:35 (2時間)			
	構造取扱	10:40~12:00 (1時間20分)			
	昼休憩	12:00~12:50 (50分)			
	構造取扱	12:50~16:40 (3時間40分)			
	関係法令	16:45~17:45 (1時間)			
	オリエンテーション	17:50~17:55 (5分間)			
	修了試験	17:55~18:55 (1時間)			
実技	≪第2日≫				
	受付	8:00~			
	作業装置の操作	8:30~12:00 (3時間30分)			
	昼休憩	12:00~13:00 (1時間)			
	作業装置の操作	13:00~15:30 (2時間30分)			
	オリエンテーション	15:35~15:40 (5分間)			
	修了試験	15:40~16:40 (1時間)			

※受講資格④⑤(一部免除)の方は、第1日目は10:10から受付を開始します。

なお、第2日目(実技)の受付は他の方と同じく8:00からとなります。

# 4. 受講料(税込)

区分	講習時間	建災防島根県支部	会員	建災防島根県支部 非会員	
全科目	学科8時間修了試験1時間	4.1 9.00 M	*	4.4.0000	
(2日間)	実技6時間 修了試験1時間	41,800円		44,000円	
一部免除	学科 6 時間 修了試験 1 時間	20 6000	*	4.1 9.00 M	
(2日間)	実技6時間 修了試験1時間	39,600円		41,800円	

※建災防島根県支部会員は、教材費部分(2,200円)を免除しております。

#### 5. 受講申込

以下の書類をそろえて支部または各分会へ申し込みください。

- ①受講申込書
- ②写真(上半身3.0×2.4cm 裏面に氏名記載) 1枚
- ③受講資格を証する証書の写し(※注意事項をご確認ください。)
- ④受講料(今年度から支部及び分会窓口での現金収受はいたしません。) (下記振込先への振込のみの対応となります)
  - (振込)事前にお振込みいただき、振込の確認ができるもの(写し)を 申込書等に添付してお申し込みください。

#### 振込先

山陰合同銀行 本店営業部 普通 2712572 建設業労働災害防止協会島根県支部

- ⑤氏名欄に旧姓を使用した氏名及び通称(以下「旧姓等」という。)の併記の希望がある場合 (修了証には氏名と併せて括弧書きで記載します。)
  - ・旧姓を使用した氏名の場合 戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等
  - ・通称の場合 住民票又はそれに類する証明書

### ※注意事項

受講資格等の原本確認について

①申込時の原本確認

受講申込書に原本の確認欄を設けていますので事業主の原本証明をお願いします。

事業主の原本証明ができない方(事業主、個人受講者)は、第三者(元請・関係請負人等)の証明 を証明欄にお願いします。また添付した資格等については、原本確認をいたしますので、講習当日に 必ず原本をご持参ください。(確認ができない場合は受講できません。)

②講習日の自動車運転免許証の原本確認

自動車運転免許証(写し)を申込時に提出された方は、講習会の当日、原本確認を いたしますので、必ずご持参ください。

### 6. 申込キャンセル等について

申込のキャンセル (受講日変更や受講者変更を含む) については、申込締切日までは受付いたします。 なお、申込締切日までにキャンセルの申し出があった場合に限り返金いたします。

# 7. その他

- ・修了者には、修了証を交付します。
- ・受講票は発行いたしません。
- ・駐車場には限りがありますので、ご協力お願いいたします。

### (実技の受講について)

必ず印鑑をご持参ください。また、保護帽(ヘルメット)、作業服、安全靴、フルハーネス型安全帯等の 準備もお願いいたします。

## 8. 間い合わせ

建設業労働災害防止協会島根県支部

 $\mp 690 - 0048$ 

島根県松江市西嫁島1-3-17 電話0852-21-9004

9. 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)について 厚生労働省では、受講料の事業主負担が軽減される助成金制度が設けられています。 詳しくは、労働局または、厚生労働省のホームページをご覧ください。

※助成金を申請する場合は、受講申込書の写しが必要です。